

環境 NGO と環境省との意見交換会（第 2 回）提案書

特定非営利活動法人 FEE Japan

理事 伊藤 正侑子

1. 課題 ① 環境教育

FEE(国際環境教育基金)は環境教育プログラムを通じて持続可能な発展を目指す国際団体で、世界最大規模の環境NPO/NGOのひとつ。現在、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、アメリカを含む世界73カ国・地域が加盟し、本部をデンマーク・コペンハーゲンに置いている。UNEPとUNESCOなどの国際機関や所在各国政府等と連携し、ESDやSDGsの各分野において協働している。

2. 協議提案の表題

「海水浴場の国際環境認証である「ブルーフラッグ」の取得を通じた、自治体主導型環境教育の推進」

「ブルーフラッグ(以下、「BF」という)」とは、地元自治体や海水浴場の管理・運営者等が中心となり当該海水浴場とその周辺の「環境教育」「環境管理」「水質」「安全とサービス」について、33の基準を満たすことにより、FEE本部から授与されたBF旗等の海水浴場開設期間中の掲揚が認められる一種の国際環境認証のことを指す。

2017年現在、世界47か国約4,000の海水浴場等が毎年BF旗を取得しており、当該海水浴場とその周辺地域における開発と環境保全の両立と地域の持続可能な発展に役立っている。日本では2016年に神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場と福井県高浜町若狭和田海水浴場においてアジア初の認証を取得しており、本年においても国内・国際審査を経て継続的に取得している。



3. 提案の背景・問題点

- 1) 我が国の海岸地域においては、一部の地域を除き、開発、護岸工事等による人工物の増加等により、水辺の自然と親しみつつよやかな心身をはぐくみ、保つことができる水浴場の存在が貴重になっている、とされている（「快水浴場」の選定について(平成17年4月環境省記者発表資料)）。しかし、海岸地域の持続可能な発展においては、生物多様性対策、廃棄物対策、地球温暖化対策等の環境政策のみならず、それらを含めた環境教育やエコツーリズム、また、津波対策、ライフセーバー配置等の防災対策、バリアフリー化等が求められているところ、我が国の水浴場におけるこれらの政策課題達成状況を一体的に評価し、対外的にPRする活動は平成17年に環境省が実施した「快水浴場百選事業」以降は、行われていない状況にある。

- 2) 平成 24 年に FEE Japan が行った「快水浴場百選事業対象自治体アンケート結果」によれば、快水浴場百選に選定された水浴場の所管自治体においては、当該水浴場の存在を交通標識、HP、パンフレット等で PR したことにより、経済面、環境面から一定の成果が出ているとの回答が多くあった。しかし、快水浴場百選の選定・公表から 10 年以上が経過し、周辺環境・社会の変化のみならず、東日本大震災等による海岸環境状況の変化が反映されない状態となっているなどの問題も散見されている。
- 3) 環境省が実施した快水浴場百選の選定基準と BF の選定基準は多くの部分で共通しており、どちらも国、自治体、有識者等関係者の協働が前提とされている。ただし、環境省の快水浴場百選が日本語で国内にのみ周知され、一度選定された後は更新がなされないのに対し、BF はBF本部HP等を通じた英語での国際的な周知がなされる国際的な認証であることから外国人観光客に対しても当該海岸地域の魅力をアピールすることにつながるものであるだけでなく、毎年申請・更新が必要であることからその対象となる海岸の環境状況、周辺の社会状況等を適切に反映することができるものである。また、BFは周辺住民、観光事業者、自治体関係者等の多くの関係者を巻き込むことが必須となる国際認証であることから、地域の持続可能な発展という課題を地域関係者で議論する機会を定期的に提供することにも資するものである。特に環境教育についてはその基準が明確、具体的に設定されており、環境教育の推進が持続可能な海水浴環境を守るうえで特に重要視されている。

4. 政策提案の内容、協議したい内容

以上のとおり、環境省の快水浴場百選事業と、国際認証である BF の選定基準は共通するところが多いので、既存の快水浴場百選に選定された水浴場等が国際認証である BF の取得に取り組むことは当該地域・自治体にとって追加の事務負担が少ないと言える。また BF 基準に含まれる環境教育基準により、近隣の教育施設のみならず海水浴場を利用する次世代の育成と、地域の環境教育 NPO の育成による当該地域の持続可能な発展だけでなく、当該海岸地域の国際的なPRも期待できる。

また BF 認証は持続可能な発展に向けた人づくりであり、まちづくりでもあり、地域が主体となった自然環境の保全、地域コミュニティの活性化、地域社会の経済活性化等につながる国際的な観点も含めた持続的な地域活性化策となりうる。

については、我が国における海岸地域の環境保全および環境教育の一層の推進による持続可能な発展のため、自治体への周知などにおいて環境省との連携協力の可能性と方策について協議したい。

環境問題の解決は、一か国や一地域だけの取り組みでは不十分なことが多い。世界各国に共通する民間の取り組みへの連携を期待している。

